

水素供給設備整備事業費補助金

公募要領

令和 7 年 5 月

静 岡 県

1 目的

燃料電池自動車等に水素を供給する設備の整備等を促進することによって、運輸部門を中心とした二酸化炭素排出量削減の促進を図ることを目的として助成を行います。

2 事業内容

(1) 補助対象事業

以下の条件全てに当てはまる事業が補助対象事業となります。

- ①水素供給設備を新たに設置すること
- ②「一般社団法人次世代自動車振興センターが行うクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」(以下、「国補助金」とします。)の令和7年度分の交付決定を受けていること
- ③令和8年3月31日までに設置及び支払いを完了すること
- ④県の交付決定の時点で、設置に向けた着手をしていないこと

(2) 補助対象者

県内で水素供給設備を設置する法人又は個人

(3) 補助対象経費・補助率(額)

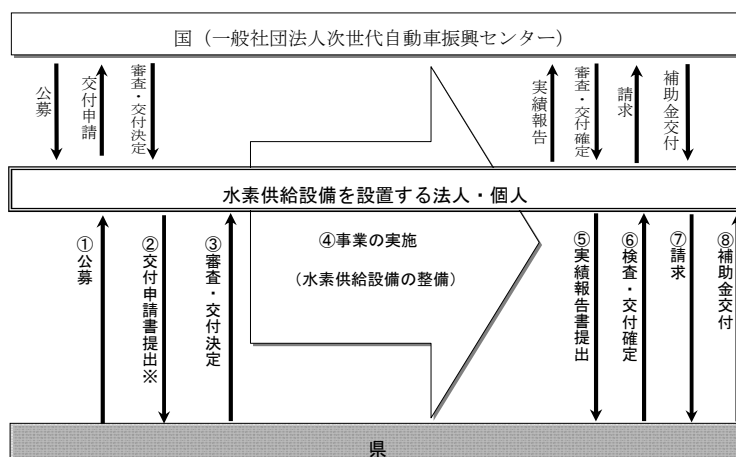
補助対象経費は、国補助金と同一となります。

補助対象経費	補助率及び上限額
(1) 設備機器費 (2) 設計費 (3) 設備工事費 (4) 工事に係る負担金 (5) その他必要と認める経費	補助率：1／6以内 上限額：1億円 ※ただし、「補助対象経費の額から国補助金その他の収入を控除した金額」が「補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額」より少ない場合にはその額とし、1億円が上限である。

3 実施方法

「静岡県補助金等交付規則」、「水素供給設備整備事業費補助金交付要綱」、「水素供給設備整備事業費補助金交付要領」に定めるほか、次のとおり実施します。

【事務手続きの流れ】



(1) 交付の申請

①公募期間

令和7年5月23日(金)～令和7年6月10日(火)

公募期間中であっても申請額が予算額に到達次第、受付を終了します。なお、国補助金へ交付申請済みであれば、国の交付決定前であっても、県への交付申請が可能です。

②提出方法

県エネルギー政策課メール宛てに、申請書類を電子メールにより御提出ください。

【県エネルギー政策課メールアドレス】energy@pref.shizuoka.lg.jp

③申請書類

- ・交付申請書（要綱様式第1号）
- ・事業計画書（要綱様式第2号）
- ・収支予算書（要綱様式第3号）
- ・補助対象設備及び補助対象経費一覧表（要領様式第1号）
- ・国補助金における交付申請書の写し（添付資料を含む）
- ・国補助金における交付決定通知書の写し（通知を受理後、速やかに御提出ください）
- ・下記に掲げる申請者の組織又は身分が確認できる資料

○法人の場合

ア 登記簿謄本又は現在事項（又は履歴事項）全部証明書の写し（発行から3か月以内のもの）

イ 財務諸表（直近2か年分）

○個人の場合

ア 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード、パスポートのいずれかの写し

イ 確定申告書B（直近2か年分）、銀行の当座預金開設に関する証明書のいずれかの写し

④申請様式の入手方法

県エネルギー政策課ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigoto/kigyoshien/energy/1047457/1063189.html>

(2) 交付の決定

交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において交付すべき補助金の額を決定し、書面により通知します。

(3) 補助事業の開始

県の交付決定通知の受理後、事業を開始できます。なお、補助事業に係る契約において、執行上著しく困難、不相当である場合を除き、競争入札によるものとします。

(4) 補助事業の計画変更

事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。ただし、補助対象費用の経費区分の配分変更について、補助対象経費の額の20%以下で変更する場合は、承認は不要です。

(5) 事業の進捗状況の確認

追加資料の提出依頼や中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

(6) 実績報告及び額の確定

事業にかかる検収、代金の支払いは令和8年3月31日までに完了してください。事業完了後30日を経過した日又は令和8年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を御提出ください。

県は、実績報告書の受理後、書類検査や現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、書面により通知します。

(7) 補助金の支払い

交付確定通知を受けた後に請求書を御提出ください。その後、補助金の支払いを受けることになります。

4 その他

(1) 複数年度事業について

国補助金において複数年度事業として交付決定を受けた事業は、県に対しても複数年度での交付申請することができます。国補助金において定める複数年度事業の手続きに準拠するものとします。ただし、初年度の事業完了は令和8年3月31日までであること、1つの事業に対する補助上限額が1億円であることは単年度事業の場合と同様となります。また、次年度以降の補助金交付が約束されたものではありません。

(2) 取得財産の管理等

補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。一切の手続きを開始する前に財産処分承認申請書（様式第1号）を御提出ください。

(3) 交付規則への違反

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

(4) 利用状況報告書の提出

水素供給設備の運用を開始した年度の翌年度以降3年間、毎年度終了後、その翌年度の5月末日までに、水素供給設備における稼働状況を「水素供給設備整備利用状況報告書（様式第2号）」により御報告ください。

(5) 事業実績の公表

水素供給設備の整備を促進するため、導入実績を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

様式第 1 号

財産処分承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名 称

代表者

氏 名

補助金により取得した 施設について、静岡県補助金等交付規則（昭和 31 年静岡県規則第 47 号）第 20 条に基づく、財産処分の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 処分財産の内容

- (1) 名称
- (2) 所在地
- (3) 構造
- (4) 数量
- (5) 取得年月日及び経過年数
- (6) 残存年数
- (7) 総事業費、補助額及び補助率
- (8) その他

2 処分の方法、理由等

- (1) 処分の方法
- (2) 処分の理由
- (3) 県費納付金額及び算定根拠
- (4) 処分予定年月日
- (5) その他

様式第2号

水素供給設備整備利用状況報告書

年 月 日

静岡県知事 様

所在地
名 称
代表者 氏 名

____年度における水素供給設備の利用状況について、下記のとおり報告します。

記

1 報告対象期間

____年4月1日から ____年3月31日

2 営業の概要

通常営業日 及び営業時間	
メンテナンス期間 (故障は除く)	

3 設備利用状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	11月	12月	1月	2月	3月	計
営業日数 (日)												
休業日数 (日)												
水素製造量 (kg)												
水素販売量 (kg)												
充填車両数 (台)												

4 その他特記事項（故障による停止期間及び事由等を記入）